被害者基金（Victims Fund）

国外で被害に遭ったカナダ国民に対する緊急経済的支援

カナダ外務省領事館の統計によると、2005～2006年の間に、謀殺、暴行、誘拐、児童福祉や家庭内の困窮などに分類される暴力犯罪にカナダ国民が国外で巻き込まれた事件がおよそ260件発生している。

犯罪被害者の必要と懸念に対する対応はカナダにおいて共通責任となっている。（直接的支援、援助及び補償）についての被害者サービスを提供する責任は大部分、司法運用の責任を負う州及び準州にある。

しかし、カナダ国民が国外で犯罪の被害に遭った場合、カナダに帰国してすぐに、被害者サービスやプログラムを求めても、その適用基準に当てはまらない。カナダ国民であれば、国外滞在中に、カナダ外務省を通して領事館のサービスを受けることができる。だが、国外で被害に遭ったカナダ国民は、特別なサービスを必要とする場合があり、とりわけカナダに帰国してすぐにサービスを受ける必要がある場合があるが、こうしたサービスは領事館が提供しなければならない業務では提供されていない。

被害者基金―国外で被害に遭ったカナダ国民のための緊急経済的支援とは？

2007年4月1日現在、緊急経済的支援は、カナダ国民で、外国の管轄内で特定の深刻な暴力犯罪の被害に遭った個人が、「著しく困難な状況にあり、他に利用できる経済的支援がないという緊急事態に陥った場合」に利用できる。（この特定の犯罪には、謀殺、性的暴行、加重暴行や子どもに対する暴力を含め個人に対する重大な暴行がある。）この緊急経済的支援は、被害者基金を通して利用でき、この基金の運営は被害者問題政策センター（Policy Centre for Victims Issues, PCVI）が行っている。

誰が緊急経済的支援を申請できるか？

次の場合に該当するすべてのカナダ国民は、司法省に緊急経済的支援を申請することができる。

- 外国の管轄内で暴力犯罪の被害を受けた者
- 家族が外国の管轄内で受けた被害により、死亡し、病気に罹患し又は正常な生活を送れなくなった者
- 子どもの場合は、親またはその子どもの世話や援助の責任を負っている者

どんな種類の犯罪が支援の対象になるか？

緊急経済的支援は、外国の管轄内で以下の犯罪に遭遇した場合に利用できる。

- 人の死をもたらした犯罪
- 性的暴行
- 加重暴行
- 個人に対する重大な暴行（子どもに対する暴力を含む）

被害者基金で補償される費用とは？

被害者基金は、被害者が他の経済的支援を受けられない場合に、最大$5,000（渡航費用を除く）の援助金を支給して、以下の費用を補填することができる。

- 予備審問及び/又は公判手続若しくはそれに相当する手続に出席するために、犯罪発生国に戻るための旅費
- 予備審問及び/又は公判で証言するために犯罪発生地国に戻るための旅費で、その旅費をその者の滞在国が支払う意思がないか又は支払うことができない場合。
- 国外で犯罪被害に遭ったカナダ国民の犯罪直後の時期に、同行して援助する人の旅費
- カナダ人被害者がカナダに帰国するための旅費
- 犯罪の被害を受けたことに起因し、自己負担した費用
- 被害者が自宅のある州又は準州に戻り、もしその管轄内で起きた犯罪であれば州又は準州から給付されたであろう専門的なカウンセリングを受けるための経済的支援

被害者基金で補償されない費用とは？

被害者基金は、以下の費用については補償しない。

- 申請者の医療保険又は旅行保険により補填される費用
- 賃金損失
- 補償費用
- 申請者自身の犯罪行為によって発生した損失、及び
- 2007年4月1日以前に起きた犯罪によって発生した費用

申請方法は？

- **手順 1：カナダ大使館または領事館に犯罪について報告する**

  カナダ人が、外国の法域で重大な暴力犯罪の被害者となった場合、すぐに現地のカナダ大使館または領事館に報告するよう努めるべきである。大使館及び領事館職員の主な関心事は、被害者個人の身体的安全を確保することである。領事館員は、緊急医療の手配、現地の法律と規制に関する情報源についての案内、許可を受けた上で事故又は死亡について近親者への連絡、犯罪が疑われるか犯罪であることが明らかな場合又は死亡の場合の、不審な状況についての地元警察への調査の要請などの支援を行うことができる。領事館員は、被害者基金管理者に対し、被害者がこれから緊急経済的支援を要請する可能性があることを通知しておくことができる。

- **ステップ 2：地元の警察に連絡する**

  可能であれば、海外で被害を受けたカナダ人は、現地の警察に連絡して事件について知らせ、安全面ですぐに助けてもらうべきである。このとき警察の調書の写しを依頼しておくとよい。警察の調書は、さまざまな目的を果たすことになる。被害者は調書から問い合わせ先を知ることができ、後日、保険関係の目的のために求められることもあるし、犯罪による傷害に対する補償を申請するために必要になる場合がある。

  警察調書の写しは、被害者基金への「緊急経済的支援の申請書」に添付すべきである。

- **手順 3：司法省に緊急経済的支援を申請する**

  海外で被害をうけたカナダ人は、司法省のウェブサイト（http://canada.justice.gc.ca/eng/pi/pcvi-cpcv/fun-fin2.html）にある「海外で被害に遭ったカナダ人のための緊急経済的支援」の申請書を作成し、給付金の支給を求めることができる。

申請書の書式は、被害者基金管理者に連絡して入手することもできる。

司法省制度支部（Programs Branch, Department of Justice）
284 Wellington Street , 6th Floor
Ottawa , ON K1A 0H8
Email: Victims-Abroad-Fund-Manager@justice.gc.ca

申請書は電子メール、ファックス、郵送のいずれかで送ることができる。

そのあとの流れは？

申請書は、記入漏れがないか、基金の資格があるかについて審査が行われる。申請書が適切に作成されていれば、受領後できるだけ早い時期に、申請者の資格と支給額について決定が出されることになる。補填対象となる費用の確認も含め、決定は書面で申請者に通知される。

2名以上のカナダ国民が一緒に旅行しているときに被害に遭った場合は？

基金を求める被害者は、それぞれ個別に申請することが必要である。

被害者基金についてさらに詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の宛先までお問い合わせください。

司法省制度支部被害者基金管理者

Victims Fund Manager
Programs Branch
Department of Justice
284 Wellington Street , 6th Floor
Ottawa , Ontario
K1A OH8
Fax: (613) 941-2269
Email: Victims-Abroad-Fund-Manager@justice.gc.ca